

補足資料「別記1第2の1の(1)アからソまでの取組項目について」
(肥料価格高騰対策事業実施要領から抜粋)

第2 事業の内容

1 化学肥料の使用量低減の取組

(1) 取組要件

- ア 土壌診断による施肥設計
- イ 生育診断による施肥設計
- ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入
- エ 堆肥の利用
- オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)
- カ 食品残渣など国内資源の利用(エ、オ以外)
- キ 有機質肥料(国内混合肥料等を含む)の利用
- ク 緑肥作物の地用
- ケ 肥料施用量の少ない品種の利用
- コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用
- サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等を含む)
- シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用
- ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用
- セ 化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し
(アからスまでに係るものを除く。)
- ソ その他事業実施主体が化学肥料の使用量の低減効果を有すると認める技術等(以下「地域特認技術」という。)の利用